

福島県病院内保育所施設整備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、医療施設における医療従事者の職場環境の改善を図り、良質かつ適切な医療提供体制を確保するため、その開設者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、次項で掲げる者（以下「補助事業者」という。）が前条の目的をもって行う病院内保育所施設整備事業（以下「事業」という。）に要する経費について、その補助事業者に対して交付するものとする。

なお、病院内保育所とは一医療施設がその施設の内又は近隣に設置した保育施設をいい、近辺の他の病院又は診療所の医療従事者等が共同利用することを目的とするものを含むものとする。

ただし、平成26年度以降、厚生労働省福島労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の設置費、増築費又は運営費を受給した場合は、受給年度以降、本補助金に交付申請できないこととする。

2 この事業の実施主体は医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

3 補助金の交付額は、次により算出して得た額の範囲内において、知事が定める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(3) (2)の交付基礎額に0.95及び0.33を乗じて得た額を交付額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 建物の設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない場合

(2) 建物の規模、構造又は用途の変更で、機能を著しく変更しない場合

(3) 総事業費の20%以内の変更であって、補助金の交付額に変更を生じない場合

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行

う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(3) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、病院内保育所施設整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、病院内保育所施設整備費補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による事業の遂行状況の報告は、12月末日現在の工事進捗状況について、病院内保育所施設整備事業の実施状況報告書(第4号様式)により翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(完了報告)

第9条 全額概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに病院内保育所施設整備事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、病院内保育所施設整備事業実績報告書(第6号様式)により、事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して7日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月7日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、病院内保育所施設整備費補助金交付請求書(第7号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価

が30万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（会計帳簿等の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年2月12日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月2日から施行し、改正後の要綱の規定は平成27年度分の補助金から適用する。

別表 (第2条関係)

1 基準額	2 対象経費																		
<p>(1)に掲げる基準面積に(2)に定める単価を乗じた額とする。 なお、建築面積が基準面積に満たない場合は、建築面積に(2)に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>(1) 基準面積 収容人数 × 5 m² (ただし、30人を限度とする。)</p> <p>(2) 単 価</p> <table border="0" data-bbox="245 824 766 1086"> <tr> <td>ア 鉄筋コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 m²当たり</td> <td>155,800円</td> </tr> <tr> <td>イ ブロック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 m²当たり</td> <td>136,400円</td> </tr> <tr> <td>ウ 木 造</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 m²当たり</td> <td>155,800円</td> </tr> </table>	ア 鉄筋コンクリート				1 m ² 当たり	155,800円	イ ブロック				1 m ² 当たり	136,400円	ウ 木 造				1 m ² 当たり	155,800円	<p>病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>
ア 鉄筋コンクリート																			
	1 m ² 当たり	155,800円																	
イ ブロック																			
	1 m ² 当たり	136,400円																	
ウ 木 造																			
	1 m ² 当たり	155,800円																	

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項について同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。